

## 赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年条例第 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

### (課税免除の申請)

第2条 条例第4条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、過疎地域における固定資産税課税免除申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

### (課税免除の決定通知)

第3条 市長は、前条の申請書を受理したときは、審査のうえ処分を決定し、過疎地域における固定資産税課税免除可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

### (変更の届出)

第4条 固定資産税の課税免除の決定を受けた者は、次の各号に掲げる理由が生じたときは、遅滞なく、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る事業を変更したとき 過疎地域における固定資産税の課税免除事業変更届（様式第3号）
- (2) 申請に係る事業を休止し、又は廃止したとき 過疎地域における固定資産税の課税免除事業休止（廃止）届（様式第4号）

### (事業承継の届出)

第5条 固定資産税の課税免除の決定を受けた者は、条例第5条に規定する事業の承継があったときは、過疎地域における固定資産税課税免除承継届（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

### (課税免除の取消し通知)

第6条 市長は、条例第6条の規定により固定資産税の課税免除を取り消した場合には、固定資産税の課税免除の決定を受けた者に対し、過疎地域における固定資産税課税免除取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

過疎地域における固定資産税課税免除申請書

年 月 日

赤平市長 様

申請人 住所  
氏名

赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例第4条第1項の規定により、固定資産税の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業の名称

2 課税免除該当分投資額 円

3 課税免除申請年次 年次

4 設備の取得等をした年月日 年 月 日

5 資産調書 別紙

別紙

資 産 調 査 書

1 土地

所在地	取得年月	面積	取得価額	※課税標準額	※免除対象外	※免除対象課税標準額	備考

2 家屋

名称	構造	面積	取得年月	取得価額	※課税標準額	※免除対象外	※免除対象課税標準額	備考

3 償却資産

名称	設備用途	数量	取得年月	取得価額	※免除対象外	※免除対象課税標準額	摘要

注 ※印欄は市税務課で記載しますので記入しないこと。

この調書は赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に基づき対象となっている部分について直接事業の用に供するもののみ記入すること。

様式第2号（第3条関係）

過疎地域における固定資産税課税免除可否決定通知書

年 月 日

様

赤平市長

赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第3条の規定により、以下のとおり申請に係る事業の課税免除について通知します。

- 1 事業の名称
- 2 可否
- 3 承認の場合課税免除額

(単位：円)

年度				備考
課税免除対象固定資産税課税標準額				
土地	家屋	償却資産	計	

免除対象課税標準額 (千円未満切捨)	税率 (%)	算出税額	固定資産税 課税免除額

様式第3号（第4条第1号関係）

過疎地域における固定資産税の課税免除事業変更届

年 月 日

赤平市長 様

届出人 住所  
氏名

赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第4条第1号の規定により、以下のとおり申請に係る事業の変更を届出いたします。

- 1 事業の名称
- 2 事業の変更の内容
- 3 事業を変更しようとする事由

注 2については、様式第1号別紙資産調書に準じて新旧を比較対照すること。

様式第4号（第4条第2号関係）

過疎地域における固定資産税の課税免除事業休止（廃止）届

年 月 日

赤平市長 様

届出人 住所  
氏名

赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第4条第2号の規定により、申請に係る事業を休止・廃止したので、お届けします。

1 事業の名称

2 休止(廃止)事由

3 休止(廃止)年月日 年 月 日

様式第5号（第5条関係）

過疎地域における固定資産税課税免除承継届

年 月 日

赤平市長 様

承継人 住所  
氏名

この度、別紙のとおり事業を承継しましたので、赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第5条の規定により、事業の承継をお届けします。

- 1 被承継人の住所及び氏名
- 2 承継前における事業の名称
- 3 承継後における事業の名称

4 承継年月日 年 月 日

5 承継の理由

注 承継の事実を証する書類を添付すること。

様式第6号（第6条関係）

過疎地域における固定資産税課税免除取消通知書

年 月 日

様

赤平市長

赤平市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例施行規則第6条の規定により、以下のとおり課税免除について取り消したので通知します。

- 1 事業の名称
- 2 課税免除を取り消した事由
- 3 課税免除を取り消した年度 年度
- 4 課税免除を取り消した固定資産税額 円